



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



兵庫県は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

兵庫県社会的養育推進計画 【概要版】

令和7年3月 兵庫県福祉部児童家庭課

基本的考え方及び全体像

1 改定計画の期間

期間: 令和7年度～令和11年度(前期は令和2年度～令和6年度)

2 計画の位置づけ

・国通知を踏まえ、令和4年改正児童福祉法の理念を具体化し、実現に向けた取組内容と数値目標を示した都道府県計画

めざすもの

家庭養育優先原則の徹底による、子どもの最善の利益の実現



- ・里親への包括的支援体制の抜本的強化
- ・子どものニーズに応じた養育の提供
- ・児童相談所、一時保護改革の推進 など

3 改定のポイント

- ① 令和4年改正児童福祉法の内容を踏まえ、取組項目を追加(9→11項目)
- ② 各取組項目に評価指標及び数値目標を設定
- ③ 毎年度、計画の進捗状況を点検・評価

| 新計画の項目 |
|---------------------------------------|
| ① 当事者であるこどもの権利擁護の取組 |
| ② 市町の子ども家庭支援体制の構築等に向けた兵庫県の取組 |
| ③ 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組【新規】 |
| ④ 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込 |
| ⑤ 一時保護改革に向けた取組 |
| ⑥ 代替養育を必要とする子どものパ・メン・保障に向けた取組 |
| ⑦ 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組 |
| ⑧ 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組 |
| ⑨ 社会的養護自立支援の推進に向けた取組 |
| ⑩ 児童相談所の強化等に向けた取組 |
| ⑪ 障害児入所施設における支援【新規】 |

1 当事者である子どもの権利擁護の取組

現状・課題

① 子どもへの意見聴取等措置

- 「こどもの権利擁護スタートアップマニュアル」を踏まえた取組の実施

② 意見表明等支援事業

- 県弁護士会に委託し、意見表明支援員を派遣して実施

③ 権利擁護に係る環境整備

- 意見表明支援員の聴取では解決しえない案件について、審議及び関係機関に意見具申できる「こどもの権利擁護環境整備事業」を実施

今後の取組

- 継続した研修等実施により、担当者が統一した項目や方法により意見聴取ができるよう、説明資料のブラッシュアップ
- 県弁護士会、児童相談所、施設職員、里親等も含めた関係機関が協働して適切に子どもの意見を考慮した援助を行う体制を構築
- 「こどもの権利擁護環境整備事業」における社会福祉審議会児童福祉専門分科会の諮問結果については、適切に子どもの処遇にフィードバックできるよう制度の定着を徹底

【主な評価指標及び数値目標】

意見表明等支援事業を利用した子どもの人数 R5:48人 ⇒ R11:72人

2 市町の子ども家庭支援体制の構築等に向けた兵庫県の取組

(1) 相談支援体制の整備

現状・課題

① 要保護児童対策地域協議会

- 要保護児童対策地域協議会調整機関における専門職の配置による専門的なソーシャルワークの展開

② 市町こども家庭センター

- 市町こども家庭センターの設置について、市区町村の努力義務化

③ ヤングケアラーに対する支援

- 市町における取組が不可欠だが、取組状況にバラつきが見られる

今後の取組

- 要保護児童対策地域協議会調整機関職員の児童福祉司任用資格の取得や調整担当者への義務研修受講等を推進し、専門性の高い職員の配置を促進

- 市町合同研修等を通じた市町職員の育成にも努め、児童虐待等への相談対応の専門的知識をもった人材育成を支援

- 県と市町が役割分担を行った上、双方が連携して家庭内でケアを担う子どもや若者に対する効果的な支援を実施

【主な評価指標及び数値目標】

市町こども家庭センターの設置市町数 R5:5市町 ⇒ R11:41市町

2 市町の子ども家庭支援体制の構築等に向けた兵庫県の取組

(2) 家庭支援事業等の整備

現状・課題

① 家庭支援事業

- 「子育て世帯訪問支援事業」、「児童育成支援拠点事業」、「親子関係形成支援事業」に加え、「子育て短期支援事業」、「一時預かり事業」、「養育支援訪問事業」の6事業に拡充

② 子育て短期支援事業

- 実施市町は38市町であり、制度は浸透しているものの一部未実施、里親への直接委託は浸透不十分

今後の取組

- 各市町において家庭支援事業が必要と認められる者への利用勧奨等にあたり、サポートプランが重要な役割を果たすことから、県こども家庭センター(児童相談所)における技術的な助言や支援に関する情報共有を行う等、市町こども家庭センターと積極的な連携
- 未実施の自治体に対して実施体制の整備を働きかけるとともに、里親を委託先とした子育て短期支援事業の実施を先進自治体の事例を参考に各市町へ推進

【主な評価指標及び数値目標】

里親に子育て短期支援事業を委託している市町数 R5:6市町 ⇒ R11:18市町

2 市町の子ども家庭支援体制の構築等に向けた兵庫県の取組

(3) 児童家庭支援センターの機能強化等

現状・課題

① 設置状況

- 県内(神戸市・明石市を除く)に6か所設置

② 機能

- 地域・家庭からの相談、要保護児童対策地域協議会への参画、県こども家庭センター(児童相談所)からの委託による指導、市町や福祉事務所等関係機関との連携、里親支援など多岐に渡り、それぞれの地域ニーズに合わせて事業を実施

今後の取組

- 市町こども家庭センターの設置、里親支援センターの設置など、相談機関の整備が進んできていることも踏まえ、令和8年度以降の支援体制について検討
- 児童相談所から在宅指導措置委託を積極的に受けることなどにより、地域支援を十分に行えるよう、財源の確保を含めて、引き続き支援

【主な評価指標及び数値目標】

児童家庭支援センターの設置数 R5:6か所 ⇒ R11:6か所

3 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

現状・課題

① 妊産婦等生活援助事業の整備

- 「妊産婦等生活援助事業」として、事業を実施しているが、産後の自立に向けた取組は各市町、民間支援団体、各施設等の一層の連携が課題

② 市町との連携

- 県の児童福祉担当部局と母子保健担当部局等との連携、市町による対象者の把握が重要

③ その他事業による支援体制

- ふるさとひょうご寄附金を活用し、「課題を抱える妊産婦支援プロジェクト」を実施

今後の取組

- 「予期せぬ妊娠SOS相談事業」や市町による特定妊婦等の把握、「妊産婦等生活援助事業」による相談、居場所提供等の支援といった妊娠期から出産後まで一貫した支援を引き続き実施
- 関係職員等による情報共有のための会議等を実施し、よりの確に、支援が必要な妊産婦等の支援を推進
- 「課題を抱える妊産婦支援プロジェクト」が、より活用される事業となるよう、実施内容の見直しを検討

【主な評価指標及び数値目標】

妊産婦等生活援助事業の実施事業所数 R5:1か所 ⇒ R11:3か所

4 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込

令和5年度末時点で代替養育を受けている子どもは911人

18歳未満人口の減少に伴い、現在の措置状況を考えて、代替養育を受ける子どもの数も減少することが見込まれる

直近5か年の代替養育を受けている子どもの数

(単位:人)

| 年度 | R元(2019) | R2(2020) | R3(2021) | R4(2022) | R5(2023) | 平均 |
|-------------|----------|----------|----------------------|----------------------|----------------------|------------------|
| 代替養育子ども数(A) | 1,027 | 988 | 976 (804) | 943 (778) | 911 (744) | 966 |
| 18歳未満人口(B) | 561,810 | 552,471 | 542,412 (483,873) | 532,351 (475,217) | 522,295 (466,562) | — |
| 割合(A/B)% | 0.183 | 0.179 | 0.180 (0.166) | 0.177 (0.164) | 0.175 (0.159) | 0.179 (0.163) |

次回計画期間における代替養育を必要とする子どもの見込み数

(単位:人)

直近5か年の割合(代替養育子ども数/18歳未満人口)の平均(0.179(尼崎市除き0.163))を乗じて推計

| 年度 | R7(2025) | R8(2026) | R9(2027) | R10(2028) | R11(2029) |
|----------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 代替養育子ども数 | 898 (732) | 884 (720) | 870 (709) | 856 (697) | 842 (685) |
| 18歳未満人口 | 502,175 (449,249) | 494,350 (442,135) | 486,524 (435,021) | 478,707 (427,914) | 470,881 (420,800) |

(注) 「福祉行政報告例」より

18歳未満人口は、国勢調査人口等基本集計(総務省統計局)による実数値(令和2年度)及び同集計に基づく兵庫県企画部統計課推計値(神戸市・明石市除く)

下段括弧書きは尼崎市(令和8年4月移管予定)を除いた数

5 一時保護改革に向けた取組

現状・課題

① 一時保護所

- 令和5年度の一時保護件数が4万件に到達、一時保護所での保護延べ日数は1万2千件、個別的処遇が必要な子ども(性加害、衝動性・暴力性の高い非行等)も増加

② 学習環境

- 子どもの学習権保障の観点から、通学に必要な移動時間等を考慮した上で、教育に必要な支援策が課題

③ 子どもの権利擁護

- 子どもの権利が擁護された支援が行われるよう、適切な措置が必要

今後の取組

- 令和7年4月に川西こども家庭センター一時保護所が開設し、県の一時保護施設の受入体制が54人から100人に増加。個室中心の川西こども家庭センターの特性を活かし、多くの子どもたちを受け入れることができるよう、一時保護施設を有効活用
- 子どもが通学を希望する場合、その置かれている環境その他の事情を勘案し、子どもの希望を尊重しながら、子ども一人ひとりの状況に応じた支援を実施
- 第三者評価の受検結果や、入所中の子どもへの調査や意見を参考に、一時保護施設における権利擁護のあり方について検討

【主な評価指標及び数値目標】

一時保護施設の平均入所率 R5:56.9% ⇒ R11:80%

6 代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組

(1) 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組

現状・課題

- 「家庭養育優先原則」と「パーマネンシー保障」の理念の下、ケースマネジメントを徹底
- 家庭復帰が困難な場合に、親族等による養育や特別養子縁組を検討する必要

今後の取組

- 里親支援センターをすべての県子ども家庭センター(児童相談所)管内に設置、里親養育の取組を推進
- 代替養育下にいる子どもについて、措置をいたずらに長期化せず、できるだけ短い期間となるようケースマネジメントを実施

【主な評価指標及び数値目標】

里親等や施設の平均措置期間 児童養護施設 R5:4.8年 ⇒ R11:3.8年

6 代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組

(2) 親子関係再構築に向けた取組

現状・課題

① 児童相談所における体制強化

- 子どもや親のニーズ・課題や段階に応じて、長期的かつ連続性のあるサポートできる体制が必要

② 民間団体との協働による支援

- 民間団体も含め、関係機関、自治体内の他部署等を含めた総合的な支援体制を構築することが必要

③ 里親等・施設との協働による支援

- 里親・ファミリーホーム・施設と協働しながら親子関係再構築支援を実施する体制づくりが必要

今後の取組

- 家族再統合支援チームを編成、親子関係支援を担当する専任職員を配置し、虐待により施設入所等となった子どもの保護者等への指導を実施
- 県が作成した動画教材を活用し、保護者支援プログラムについて、児童家庭支援センターその他の施設(民間団体)と連携し、研修等により研鑽
- 里親・ファミリーホーム・施設職員に、子どもと実親の面会時や外出・外泊前後に、子どもの状況や実親への思い等、情報収集を行い、協働した親子関係再構築支援を実施

【主な評価指標及び数値目標】

親子関係再構築支援事業による各種支援の実施件数 R5:304件 ⇒ R11:456件

6 代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組

(3) 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

現状・課題

- 令和元年度から令和5年度まで、年間10件前後で推移
- 特別養子縁組が可能なケースのさらなる掘り起こしが課題
- 民間あっせん機関との情報共有を密に行っていく必要

今後の取組

- ひょうご里親委託・養子縁組推進システムを活用し、特別養子縁組が可能なケースのさらなる掘り起こしを行い、県子ども家庭センター(児童相談所)職員を中心に、医療機関関係者、児童福祉施設職員、市町職員、里親等への研修の充実を図り、関係機関の連携を深めるとともに、養子縁組里親への特別養子縁組申請等に関する適切な支援を実施

【主な評価指標及び数値目標】

特別養子縁組等の成立件数 R5:5件 ⇒ R11:25件

7 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

(1) 里親・ファミリーホームへの委託子ども数の見込等

里親等委託率の目標

| 年齢区分 | 算式1 長期措置 | 算式2 ケアニーズ | 算式3 独自の取組 | 今回計画案 | 【参考】 国目標値 | 現計画 | 令和5年度末 |
|--------|-------------|--------------|--------------|-------|--------------|-------|--------|
| 3歳未満 | 64.6% | 37.5% | 70.8% | 70% | 75.0% | 55.8% | 14.6% |
| 3歳～就学前 | 77.1% | 49.7% | 61.4% | 60% | 75.0% | 46.8% | 24.2% |
| 学童期以降 | 73.7% | 34.5% | 43.7% | 50% | 50.0% | 47.1% | 27.3% |
| 全体 | 78.8% | 37.2% | 48.1% | 52.9% | 56.2% | 47.8% | 26.1% |

今後の取組

- 未委託里親の活動率向上
- 養子縁組のみを希望する里親に対しては、短期の受入れへの協力促進
- 里親に対して実親と措置児童の面会交流に協力を要請
- 里親やファミリーホームの養育スキルに応じた研修の充実・検討
- 原籍校への通学ニーズに対応するため、中学校区ごとの里親登録を推進
- 専門里親の増や受託率の向上、意欲のある専門里親候補者の選定、より専門性の高い研修や養育中のフォローアップのあり方について検討

7 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

(2) 里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組

現状・課題

- 関係機関が役割分担をしながら連携し、フォスタリング業務を実施
- すべての県子ども家庭センター(児童相談所)管内を里親支援センターがフォローできる体制の構築をめざす

今後の取組

- 身近な地域で継続的に専門性の高い支援を実施
- 里親支援センターをはじめとするフォスタリング機関がそれぞれの役割分担のもと、連携して業務を実施することで、効果的に里親等委託を推進

【主な評価指標及び数値目標】

里親支援センターの設置数 R5:0件 ⇒ R11:6件

8 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

現状・課題

① 乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設

- 県内(神戸市、明石市除く)に乳児院5か所、児童養護施設19か所、母子生活支援施設5か所設置
- 養育上のケアニーズが高い子どもが増える中、小規模かつ地域分散化を進めつつ、今後も一定数の定員を維持

② 地域支援・在宅支援の充実

- 児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行う子育て短期支援事業を、本体施設の空き部分で実施

今後の取組

- 社会的養護を必要とする子どもの生活の場を確保することを前提として、各施設の計画に基づく小規模化、地域分散化を推進
- 被虐待児や発達障害児の特性を理解し、施設として適切な支援を行うことができるよう専門職員の配置を進めるなど、乳児院及び児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換
- 各施設の専門的な機能を活用した子育て短期支援事業、養育機能強化のための家族療法事業、親子支援事業などの実施(小規模化を進めていく過程で空室となる居室等を活用)

【主な評価指標及び数値目標】

児童養護施設の定員の見込量(小規模かつ地域分散化) R6:793人 ⇒ R11:682人

9 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

(1) 自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込及び実情把握

- 県子ども家庭支援センター(児童相談所)が入所措置等を行った「年齢別の里親委託・入所措置児童等一覧」を基に、計画期間内(R7年度～R11年度)に18歳を迎える者の人数に、過去3年間に措置延長されている者の割合を考慮し、新たな社会的養護経験者を算定
- 令和5年度に「ケアリーバーの支援のあり方検討委員会」を設置し、ケアリーバーの実態調査と支援内容等について検討を行い、実態調査では、①自分の将来を考えられていなかったこと、②退所後、お金の管理に困ったこと、③行政手続きのサポートや相談窓口、情報提供が必要なこと、④退職・退学も多く、就職・進学後の支援が必要であることがわかった

自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込

(単位:人)

| 年度 | R7(2025) | R8(2026) | R9(2027) | R10(2028) | R11(2029) |
|----------|----------|----------|----------|-----------|-----------|
| 社会的養護経験者 | 74 | 71 | 75 | 90 | 95 |

令和5年度末時点の年齢別の里親委託・入所措置児童数

(単位:人)

| 年齢 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
|--------------|----|----|-----|----|----|----|----|----|----|
| 里親委託・入所措置児童数 | 68 | 89 | 108 | 81 | 73 | 68 | 46 | 16 | 3 |

措置延長の割合(過去の里親委託・入所措置児童数より推計)

(単位:%)

| 年齢 | 18 | 19 | 20 |
|--------------------|------|------|-----|
| 措置延長の割合(R3～R5年度平均) | 61.0 | 37.1 | 6.7 |

9 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

(2) 社会的養護経験者等の自立に向けた取組

現状・課題

① 自立に向けた支援体制の強化等

- 措置費に加え、高校生のクラブ活動費の支援、金銭管理や性教育など必要な知識を学ぶ自立支援セミナーや職場見学を実施

② 社会的養護自立支援拠点

- 令和6年4月に「ひょうご自立支援相談・交流拠点」を開設し、必要な情報の提供、相談・助言等を実施

③ 児童自立生活援助事業

- 年齢ではなく、児童等の置かれている状況等を踏まえ支援を受けることができるよう、年齢要件を弾力化

今後の取組

- 「児童養護施設や里親の下で育つ子ども応援プロジェクト事業」を継続実施

- 「ひょうご自立支援拠点」において、従来の退所後の生活相談等に加え、就労相談支援員を配置し、企業等と連携した職業相談、離職後の職業紹介、応援企業の認定など新たな取組により当事者に寄り添った支援を実施

- 自立援助ホームの事業所が阪神エリアに集中していることから、ニーズを踏まえ、他のエリアでの事業所の拡大

【主な評価指標及び数値目標】

児童自立生活援助事業の実施箇所数 R5:5か所 ⇒ R11:24か所

10 児童相談所の強化等に向けた取組

(1) 中核市の児童相談所設置に向けた取組

現状・課題

- 県内には4つの中核市(姫路市、尼崎市、西宮市、明石市)があり、明石市はすでに児童相談所を設置済、尼崎市は令和8年4月に設置予定、西宮市も設置を表明したが時期未定
- 十分な財政措置や専門職の育成、確保にかかる支援の充実が不可欠

今後の取組

- 県こども家庭センター(児童相談所)において、中核市職員をはじめとする市町職員を研修生として、短期・長期を含め柔軟な受入を実施
- 国に対して、中核市の児童相談所設置の義務化について働きかけていくとともに、必要な財政措置を求めていく

【主な評価指標及び数値目標】

中核市における児童相談所の設置 R5:1か所 ⇒ R11:2か所

10 児童相談所の強化等に向けた取組

(2) 県（児童相談所）における児童相談所設置・人材確保・育成等に向けた取組

現状・課題

① 県における人材確保・育成等

- 急増する虐待相談や一時保護の対応にあたり、職員の専門性の確保、資質の向上が課題

② 他機関等との連携

- 深刻化、複雑化している児童虐待対応にあたっては、現状を踏まえ、これまで以上に警察や医療機関との緊密な連携が重要

今後の取組

- 他機関が実施する高度で専門的な研修への積極的な職員派遣や、職員のこども家庭ソーシャルワーカー資格取得に向けた検討など、職員の一層の専門性向上
- 児童虐待対応の医療ネットワークを充実し、医療機関における児童虐待対応の専門性向上、県こども家庭センター（児童相談所）職員と警察や県・市町のDV相談担当者との合同研修を実施するなど、DV対策の強化を図る

【主な評価指標及び数値目標】

- 児童相談所の管轄人口について、中核市の動向を踏まえつつ、今後の対応を検討
- 児童福祉司及び児童心理司の配置数について、適正配置に向けて引き続き人材確保に努める

11 障害児入所施設における支援

現状・課題

- 県内の福祉型障害児入所施設の定員は240人、医療型障害児入所施設の定員は1,145人
- 入所児童は、障害や課題行動が多様化、被虐待児が増加していることから、愛着形成に課題を有する児童に対する行動支援や心理支援の必要性が高まっている

今後の取組

- 障害児ができる限り「良好な家庭的環境」において養育されるよう、ケア単位の小規模化等、特定の大人を中心とした継続的で安定した愛着関係が育まれる支援を推進
- 障害の多様化等に対応する専門的人材の養成のほか、ユニット化やサテライト型が促進されるよう、処遇改善等により支援体制の充実に努める

【資源等に関する地域の現状】

福祉型障害児入所施設のうち、ユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」を整備している施設数 3か所、同施設で生活している障害児の数 32人

おわりに ～さらなる社会的養育の推進に向けて～

- 全国で児童虐待相談対応件数は増加しているにも関わらず、一時保護や里親等委託に至るのは約15%であり、代替養育機能・在宅での支援等を全体として格段に強化していく必要がある
- 保護者が家庭で抱え込むことなく、重篤化する前にこどもの早期安全を確保するため、現行制度では保護に至らない重症度は低いが課題がある家庭への早期介入、代替養育のさらなる活用を検討していく
- 多様化・複雑化する子どもの課題に対応するには、施設職員により一層の専門性が求められるため経験年数等に応じた階層別研修や、より専門的な知識や技能を習得するためのテーマ別研修など、研修体系のあり方や具体的な方法や内容について、施設や児童相談所設置市と連携し検討していく

代替養育のさらなる活用に向けた研究課題

児童相談所

- 市町との一層の連携
- 一時保護、措置への対応件数の増加
- 家族再統合への支援充実
(ペアレント・トレーニングの民間委託等検討)

保護者

- 養育能力低下の懸念(別の支援を行う必要)
- 自尊心の傷つき、喪失感

施設・里親等

- 短期間での関係構築、支援スキル向上の必要
- 問題行動、障害を抱える児童への専門的対応
- 長期入所児童への影響配慮

こども

- 分離体験のトラウマ
- 生活環境の変化に対する対応、養育者との関係構築
- 愛着形成不全の可能性

○策定スケジュール

- ・令和6年8月～12月 社会的養育推進計画改定検討委員会の開催(3回)
- ・令和7年1月7日～28日 パブリックコメントの実施
- ・令和7年2月18日 社会福祉審議会児童福祉専門分科会へ報告
- ・令和7年3月17日 社会福祉審議会総会へ報告

○兵庫県社会的養育推進計画改定検討委員会(13名)

| 区 分 | 役 職 | 氏 名 |
|--------------|--|--------|
| 学識者 | 甲南大学文学部 名誉教授 | 森 茂起 |
| 関係団体等 | 兵庫県民生委員児童委員連合会 会長 | 大江 秀謙 |
| | (一社)兵庫県児童養護連絡協議会 会長 | 藤本 政則 |
| | 兵庫県乳児院連盟 会長 | 北村 公子 |
| | 兵庫県母子生活支援施設協議会 会長 | 紺谷 宏志 |
| | 兵庫県里親会連合会 会長 | 阪本 芳道 |
| | (一社)兵庫県知的障害者施設協会児童発達支援部 部会長 | 高野 康彦 |
| | (公社)小さいのちのドア 代表理事 | 永原 郁子 |
| 外部関係者 | 里親支援センターまんまる センター長 | 田村 太 |
| | 弁護士、児童虐待等対応専門アドバイザー、県弁護士会子どもの権利委員会副委員長 | 曾我 智史 |
| | (株)神戸新聞社編集局 編集委員 | 石沢 菜々子 |
| 社会的養護 経験者 | (特非)Giving Treeピアカウンセラー | 畑山 麗衣 |
| | 医療法人仁寿会石川病院看護師 | 富岡 弥郁 |